



2022年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社ティーガイア
代表者名 代表取締役社長 石田 将人
(コード：3738 東証プライム)
問 合 せ 先 上席執行役員 経営企画部長 林 薫
(TEL. 03-6409-1010)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の臨時取締役会において、定款一部変更の議案を2022年6月22日開催予定の第31回 定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(2) 当社は、新型コロナウイルス等の感染症の拡大や自然災害を含む大規模災害、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、遠隔地の株主様を含む多くの株主様が出席可能な株主総会の開催方式を拡充することが、株主の皆様利益に資すると考え、将来的に産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)に基づき、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)を開催することができるよう、定款の一部を変更するものであります(変更案第12条)。

なお、定款第12条第2項の追加は、本総会における決議に加え、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件として、効力を生じるものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変 更 前	変 更 後
<p>(招集)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに臨時これを招集する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p><u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p><u>1. 定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

第 31 回 定時株主総会開催日 2022 年 6 月 22 日（予定）

本定款変更は、本株主総会終結の時に効力が発生するものといたします。ただし、定款第 15 条の変更については、附則第 1 条に定める日に効力が生ずるものといたします。

以上